

1 議 事 日 程 (5日目)

[平成26年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成26年3月20日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第2号 上水道の給水協定について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第3号 下水道の排水協定について(建設経済常任委員会)
- 日程第3 議案第7号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第4 議案第8号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第9号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第10号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第11号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第12号 太宰府市上下水道事業センター条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第13号 太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第10 議案第14号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第11 議案第15号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について(分割付託)
- 日程第12 議案第16号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第17号 平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第14 議案第18号 平成26年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第15 議案第19号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第16 議案第20号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第17 議案第21号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第18 議案第22号 平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予

算特別委員会)

- 日程第19 議案第23号 平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算について
(予算特別委員会)
- 日程第20 議案第24号 平成26年度太宰府市水道事業会計予算について (予算特別委員会)
- 日程第21 議案第25号 平成26年度太宰府市下水道事業会計予算について (予算特別委員会)
- 日程第22 議案第26号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算 (第1号) について
- 日程第23 携帯電話中継基地局調査研究特別委員会最終報告について
- 日程第24 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 発議第2号 太宰府市議会基本条例の制定について
- 日程第26 意見書第1号 労働者の環境保全を求める意見書 (環境厚生常任委員会)
- 日程第27 議員の派遣について
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小嶋真由美	議員	6番	長谷川公成	議員
7番	藤井雅之	議員	8番	原田久美子	議員
9番	後藤邦晴	議員	10番	不老光幸	議員
11番	渡邊美穂	議員	12番	門田直樹	議員
13番	小柳道枝	議員	14番	大田勝義	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	福廣和美	議員	18番	橋本健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (18名)

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	三笠哲生
市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	中島俊二
建設部長	辻友治	会計管理者併 上下水道部長	松本芳生
教育部長	今泉憲治	教育部理事	堀田徹
総務課長	友田浩	経営企画課長	濱本泰裕
市民課長	宮原広富美	福祉課長	阿部宏亮
都市計画課長	今村巧児	上下水道課長	石田宏二
教務課長	井上均	監査委員事務局長	関啓子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名 (5名)

議会事務局長 坂 口 進
書 記 白 石 康 子
書 記 力 丸 克 弥

議事課長 櫻 井 三 郎
書 記 松 尾 克 己

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第3まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第2号「上水道の給水協定について」から日程第3、議案第7号「市道路線の認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第2号「上水道の給水協定について」、議案第3号「下水道の排水協定について」及び議案第7号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第2号「上水道の給水協定について」報告いたします。

本協定は、上水道事業の円滑な運営のため、隣接する筑紫野市と相互の水道管を活用し給水を行うものとして昭和43年から5年ごとに更新されてきました。その協定が本年3月31日に期間満了となるため更新するものですが、今回締結する期間は、当面両市とも新たに区域を設置する予定はないため、従来の5年間から協定対象となる施設が用途廃止されるまでの期間に変更するとの説明がありました。

質疑では、筑紫野市から太宰府市への給水している戸数が49戸、太宰府市から筑紫野市へ給水している戸数が54戸あり、その水道料金は給水している市が徴収していること等を確認しました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第2号については出席委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号「下水道の排水協定について」報告いたします。

本協定も、上水道の給水協定と趣旨については同様で、この協定が本年3月31日に期間満了

となるため更新するもので、上水道の給水協定と同様の理由により協定期間を従来の5年間から協定対象となる施設が用途廃止されるまでの期間に変更するとの説明がありました。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第3号については出席委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号「市道路線の認定について」報告いたします。

今回認定する路線は、宅地開発行為により道路用地の帰属を受けた道路、水城ヶ丘41号線と都府楼団地56号線です。

担当課長から議案の説明を受けた後、現地調査を行い、審査をいたしました。

本議案に対する委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第7号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第2号「上水道の給水協定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第2号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第3号「下水道の排水協定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第7号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第9まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第4、議案第8号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第13号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第8号から議案第13号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第8号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、これは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が平成26年1月3

日に施行されたことに伴い、条例の一部改正を行う必要が生じたものとの説明を受けました。

委員から、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第8号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、これは市が保有する課税資料のうち、市民から希望が多く、一般に公開しても支障がない地図等について平成26年4月から手数料を徴し、閲覧及び写しの交付ができるよう改正を行うものです。

改正の内容は、新たな閲覧及び写しの交付対象と、その手数料については地籍図の縮尺を大きくして広範囲を示した地籍集成図を500円、地籍図を地理情報システム上で運用できるようデジタル化した地番図を300円、固定資産評価がえの際に撮影した航空写真を500円とすること、従前から閲覧及び写しの交付対象である字図については法令用語に合わせて地籍図と文言を整理するものなど、説明を受けました。

委員からは、現在の地図等の交付件数、今後の消費税率引き上げに伴う手数料との関連について質疑があり、執行部からは、平成24年度の交付件数は198件であり、消費税率の引き上げによる手数料の値上げは考えていないとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第9号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」、これは国分学童保育所の新年度入所予定者数が定員65名を超過するため、現存の学童保育所を分割して、その改善を図るものです。

委員から、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」、これは平成26年4月1日に実施される機構改革に伴うもので、昨年12月議会においても市事務分掌条例の全部改正及び市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定が上程、原案可決されているが、今回は部名、課名の変更及び文化、スポーツを教育委員会の職務権限から地方公共団体の長に移すことにより、関係する条例を一括整理するためのものであるとの説明を受けました。

委員からの関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第11号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰府市上下水道事業センター条例の制定について」、これは地方自治法第155条第1項の規定に基づき、松川の国士舘大学太宰府キャンパス跡地内の旧管理棟の名称を上下水道事業センターとするものです。

委員からの質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第12号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につい

て」、これは地方公務員法第58条の2の規程に基づき条例制定を行うもので、職員の任用、給与等の状況、分限及び懲戒処分の状況などを公表し、市の人事行政運営における公平性及び透明性を確保するものであるとの説明を受けました。

委員からの関連質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第13号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第8号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第9号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例につい

て」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第10号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時14分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第11号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時15分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第12号「太宰府市上下水道事業センター条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時15分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第13号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第14号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（橋本 健議員） 日程第10、議案第14号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第14号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」審査の内容とその結果をご報告申し上げます。

本議案は、市単独事業として小学校1年生から小学校3年生までの入院に関して対象としておりました子ども医療費の助成を平成26年7月1日から小学校6年生までに拡大して施行するものとの説明を受けました。

委員から、引き上げに伴う医療費の増額の見込み額、将来的には義務教育まで拡大する考えがあるのかとの質疑がなされ、執行部より、年間として400万円程度の増額を見込んでおり、平成26年度については7月からの実施になるので300万円程度を見込んでいる、拡大については保護者の負担軽減、子育て支援等からも今後も検討していく予定であるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第14号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第15号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第11、議案第15号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第15号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、まず2款1項7目庁舎維持管理費1億1,660万8,000円の増額補正、これは防災拠点である市庁舎の非常用電源設備の更新及び電源回路の追加など、機能を向上させるための工事設計監理等委託料及び工事費で、その補正財源として21款市債、庁舎整備事業債に1億1,660万円計上され、また第4表地方債補正にも同額が計上されております。

次に、2款1項9目財政調整資金積立金1億314万6,000円の増額補正、これは大佐野三丁目の用地など、市有地4件の土地売り払い代金1億314万6,000円を歳入の16款財産収入に計上し、同額を財政調整資金に積み立てるものです。

また、18款1項1目財政調整資金繰入金949万円については、今回の3月補正財源調整として財政調整資金949万円を充てるものとの説明を受けました。

次に、10款2項小学校費2億3,550万円及び10款3項中学校費2億50万円の増額補正、これらは例年行っている小・中学校の大規模改修工事と災害時の落下による被害が大きい体育館等のつり天井の改修工事の費用です。

これらの補正財源として、14款国庫補助金に学校施設環境改善交付金及び防災対策推進学校施設環境改善交付金と、21款市債に小学校債、中学校債がそれぞれ計上されており、実際の工事を平成26年度に実施するため、第2表繰越明許費補正にも計上されております。

委員からは、補正財源である歳入の学校施設環境改善交付金の内訳について確認があり、執行部からは、10款の小学校費、中学校費、保健体育総務費の3つの事業を合わせて1本の補助金の内示を国からいただいている状況であるとの回答を受けました。

次に、10款5項1目総合体育館建設関係費10億1,900万円の増額補正、これらはできるだけ有利な条件で予算措置を講じるため、平成26年度施工分の事業費を平成25年度に前倒しで予算化、補正するもので、工事は平成26年度、平成27年度の2カ年で実施するが、平成26年度の出来形を50%と見込み、予算の執行についてはその8割であるおおむね40%に係る費用を計上しているとの説明を受けました。

その内訳は、建築確認申請等の手数料100万円、工事設計監理等委託料800万円、総工費40%を予算ベースで計上した工事費10億円、用地所得に伴う県保健環境研究所の宅内排水管補償費1,000万円となっており、その補正財源として14款国庫支出金、学校施設環境改善交付金1億1,201万3,000円、21款市債、保健体育施設整備事業債8億8,790万円が計上されております。

委員からは、学校施設環境改善交付金について直接市長が国への要請に実際行かれたのかどうかについて質疑があり、執行部からは、総合体育館建設予算の前倒しを行えば、交付金や起債の償還に対する交付税措置等が非常に有利になるため、今年1月ごろに文部科学省に採用をお願いするための要請活動を実際に行っているとの回答を受けました。

さらに、委員からは、昨年12月議会における自分や芦刈議員の一般質問に対して、執行部は

6月ごろには状況も好転しているであろうから総工費は変わらないと答弁されている。国に要請に行くときには当然ある程度総工費の目安を立てていくはずで、実際市長が1月に国へ要請に行かれたときには22億円ではなく、既に増額した値段で交渉されたのではないか。12月議会の答弁から約半月余りで総工費がなぜ4億円も増額されたのか疑問である。昨年12月議会あたりから既にそういった目算はある程度出ているのではないかとこの質疑があり、執行部からは、市長が行かれた1月の時点では国の補助金については平成26年度以降継続するかどうかかわからない状況であり、平成25年度についてはこの事業は毎年行われるという判断をして、国のほうに要請活動をしている。首長と国の担当者との話なので、総需要費がどれくらいの中でということと、学校施設環境改善交付金も3事業含んでいるので、総枠の中でこの程度予定しているというような話の中身であったと思うとの回答がありました。

その他関連する質疑に対し、執行部から補足説明、回答を受けました。

次に、第3表債務負担行為補正については、4月実施の消費税率引き上げに伴うもので、起債管理システム保守委託料、同賃借料、複合機スキャンシステム保守委託料など所管分、計25件について報告を受けました。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

補正予算全般の質疑を終えた後、委員から、歳入歳出それぞれ10億1,900万円を減額する修正案が提出されました。

その内容は、歳出補正予算から、10款5項1目総合体育館建設関係費の全額10億1,900万円を減額し、歳入補正予算については14款保健体育費補助金の全額1億1,201万3,000円、16款土地売却代金のうち959万7,000円、18款財政調整資金繰入金の全額949万円、21款保健体育施設整備事業債の全額8億8,790万円をそれぞれ減額するというものです。

修正案の提出委員からは、この修正案は総合体育館建設関係費を全額減額したもので、歳入においては数字を合わせるために一般財源や補正の関係にも一番影響がない方法を検討し、財産売却収入を減額しているとの説明を受けました。

修正案に対する質疑では、委員から、財源である国の補助金、しかも他の事業にまたがるこの部分だけを減額するということが成り立つのか疑問であるが、その見解、認識を聞かせてほしいとの質疑があり、修正案提出の委員からは、確かに学校施設環境改善交付金は3つの事業に絡んでいるが、学校施設大規模改修のための財源として補助金、交付金は約6,000万円程度、市債は30億円以上であり、ほとんどをこの市債で賄っている。仮にこの交付金がだめになって、その分市債を増額したとしても、学校施設改修には影響はないと考えるとの回答がありました。

質疑を終え、修正案に対する討論では、修正案提出者の見解は伺ったが、やはり1つの補助金で行う事業の一部だけを減額修正するという、この提案はなじまないと判断し、反対を表明するとする反対討論が1件ありました。

討論を終え、修正案に対する採決の結果、少数賛成により修正案は否決されました。

次に、原案に戻り原案に対する質疑、討論を行いました。

委員からの質疑はなく、討論では、総合体育館の総工費が膨らんでおり、現状において体育館建設を早急に進めることには懸念があること、また昨年12月議会で公共施設の消費税増税に関する議案には反対をしてきており、今回の補正予算で提案のあった消費税増税に関する債務負担行為補正も同内容と判断し、反対を表明するとする反対討論が1件、反対をしているのは総合体育館に関する建設費についてのみであり、それ以外の部分は全く異論がない。修正案を提出したが、委員会採決の結果否決されたので、それが議会の意思だと厳粛に受けとめ、じくじたる思いで補正予算全般について賛成するとする賛成討論が1件、以上計2件の討論が行われました。

討論を終え採決の結果、議案第15号の当委員会所管分については委員多数の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑通告があつていますので、これを許可します。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） お尋ねいたします。

松川公共施設（庁舎分）整備事業費6,344万7,000円についてどのような議論がなされたのか。

2つ目、昨年からの補正予算が6月補正で8,100万円、9月補正で1億4,000万円、この3月で6,300万円、合計2億8,469万7,000円の大きな金額になっているわけですが、これについての議論はどのような形でなされたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務文教常任委員長 門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） まず、1点目の6,344万7,000円ですが、執行部から3款1項7目の財産管理費として説明を受けております。

また、2点目のこの総額に関しましては、これは今までの補正の中で十分審議してきた内容でございますが、今までの経緯、平成25年6月の補正があつたこと、また旧管理棟につきましては上下水道事業センターが入居することから、そういった工事が必要であるという説明、また委員からは、非常用発電の工事の期間がどれくらいなのか、あるいは上下水道部門の移動等のタイミングですね、そういったことについての質疑がありました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容  
と結果を報告いたします。

なお、当委員会所管分は、歳入、歳出、その他補正がともに関連しているものがあるため、  
同時に説明を受けながら審査を行っております。

まず、歳入、歳出、地方債補正に関しましては、歴史的風致維持向上計画事業の地方債対象  
の事業費が増加したことにより、歳出の8款4項1目都市計画総務費の財源が670万円財源更  
正されております。それに伴い、歳入の21款1項4目都市計画関係事業債及び地方債補正が同  
額、増額補正されております。

次に、繰越明許費補正です。

当委員会所管分は7件あり、農林水産業費の林業費、林道内山線拡幅事業、土木費の土木管  
理費、松ヶ浦池堤体改修事業、同じく土木費の道路橋梁費、道路等維持補修事業のほか2事  
業、同じく土木費の都市計画費、歴史まちづくり関係事業ほか1事業です。

繰り越しの理由といたしましては、事務手続や相手方との協議、工法の検討に時間を要して  
いることなどによるものであります。

次に、債務負担行為補正です。

当委員会所管分は2件あり、情報発信事業等委託料はキャラクターを活用した観光商品開発  
及び情報発信事業を平成26年度も継続して取り組むため、契約期間を延長するものです。土木  
積算システム保守委託料は消費税率の改正に伴うものです。

執行部から、補足説明を受け、委員からは、市営土木に係る繰越工事件数などについて質疑  
があり、執行部からは、18件を予定しているなどの回答がありました。

このほか、全般にわたって執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

討論を終え、採決の結果、議案第15号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一  
致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第15号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容とその結果をご報告申し上げます。

当委員会所管分の主なものといたしましては、3款1項1目社会福祉総務費の特別会計関係費2,381万8,000円の増額補正、内訳といたしまして国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置や、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国、県からの負担金を一般会計に受け入れ、国民健康保険事業特別会計へ繰り出す法定繰出金の確定に伴いまして1,546万5,000円の増額補正、保険者の責に帰することができない特別な事情により限定的に一般会計が補助する財政安定化支援事業繰入金の817万3,000円の増額補正を行うものです。

財源については、保険基盤安定制度負担金として国の負担が86万2,000円、県の負担が1,087万3,000円計上されております。

次に、3款1項4目障がい者自立支援費の介護・訓練等給付関係費1,727万3,000円の増額補正、まず13節委託料ですが、これまでの障害者自立支援法から障害者総合支援法への法律の改正に伴い、これに対応するべくシステムの改修するための委託料として135万円の増額補正。次に、20節介護・訓練給付費は、就労継続支援サービスに関係します給付費が予想以上に増加しており、1,396万8,000円の増額補正。次に、23節償還金、利子及び割引料ですが、平成24年度の障がい者自立支援給付費が確定したことにより、国庫負担金130万3,000円、県費負担金に65万2,000円を精算返還金として計上するものです。

財源につきましては、国庫負担分として障がい者自立支援給付費負担金として698万3,000円、障がい者総合支援事業費補助金67万4,000円、県負担金といたしまして障がい者自立支援給付費負担金349万1,000円が歳入に計上されているとの説明を受けました。

これについて委員から、増加しているとのことだが、人数が増えているのか、それともサービスの内容が濃くなったのかとの質疑があり、執行部からは、人数の増加という要因もあるが、就労支援の部分の就労支援事業者の利用者が増えているのが主な要因であるとの回答がなされました。

次に、3款3項1目生活保護総務費の生活保護認定支給事務関係費4,010万6,000円の増額補正、平成24年度分の生活保護の扶助額の確定により精算返還金が生じたことから国へ精算返還を行うものであります。

次に、第2表繰越明許費補正の民生費、児童福祉費、総合子育て支援整備事業1,706万8,000円、樹木調整伐採工事など年度内に事業が完了しないため繰越明許費補正を行うものです。

委員からは、いつごろ完了する予定なのかとの質疑があり、執行部より、平成26年4月末を予定しているとの回答がありました。

次に、第3表債務負担行為補正ですが、当委員会所管分につきましては全て消費税増税に伴うものであり、一括して審査を行いました。

その他の審査につきましても、執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについての質疑を行いました。

質疑を終え、討論については、消費税増税分が含まれており、消費税増税には反対の立場から、この補正予算には反対しますとの反対討論が1件ありました。

採決の結果、議案第15号の環境厚生常任委員会所管分は委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第15号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 提案されております平成25年度一般会計補正予算（第5号）については、今委員長報告でもありましたけれども、分割付託されております両委員会に共通しております、とりわけ債務負担行為の問題で、これは直接住民の方が負担増になるわけではありませんが、間接的には消費税の増税という負担増が盛り込まれている内容でありまして、賛成することはできませんので、同会派の神武綾議員とともに反対であるということを表明いたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 補正予算（第5号）に反対する立場で意見を表明させていただきます。

1つは、松川の公共施設の6,344万7,000円が計上されている件です。先ほどもお尋ねしましたが、4億5,000万円を買った施設に対して2億8,469万7,000円のいろんな改修工事等々を含めてお金を使うというのは、私は2,800万円ならいいけれども、2億8,000万円というのはちょっと異常じゃないかというふうに前から申し上げてきました。国士館跡地というのは恐らく太宰府市、太宰府市民にとって100年に一回の物すごくチャンスというか、ないようなことだったと思うわけですが、市民にいろんな意見を諮ることなく上下水道課が狭いからということで移るような形で、私は市民のための行政よりも市役所のための行政になっているのではないかというふうに思っております。

2つ目、体育複合施設について12月議会で22億円と聞いたことが27億5,630万円という金額で建設費が3割増えているということは、そもそも体育館の建設に私は反対ですし、そういうような金額の増え方をするのは全くおかしいと、このままだともう30億円を超えるようなもの

になってしまうのではないかと思いますので、補正予算（第5号）には反対いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 私もこの補正（第5号）については賛成の立場ではありますが、委員会の中で委員長でこの質疑、採決にはかかわっておりませんので討論いたしますが、体育館の部分に関しては反対であります。小・中学校の補修工事は急を要するもので何ら異論ないどころか、早く進めなければいけないものですが、この体育館に関しましては、今芦刈議員も言われましたけれども、12月に聞いた金額22億円から実計の中で25億円、そして先日の市長の提案理由の説明の中で27億5,600万円ぐらいでしたかね。というふうでどんどん上がってきている。その間の詳細な説明というのがいま一つありません。そして、このいろんな資材、人件費の右上がりの中で総建設費が幾らになるのかということに関しても、二、三倍になればというふうな、これじゃもう予算というものが意味がないわけですね。そういった中で、こういった内容には同意できませんが、先ほども申しましたように小・中学校の補修というものは必要です。ですから、そのためにこの議案に対しては賛成です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 賛成ではありますが、先日10款5項1目15節の工事請負費につきましては10億円の質疑で関連で質疑をさせていただきましたが、この体育館複合施設事業費が第五次総合計画の段階で第2期のときに18億円、それから第3期実施計画で22億1,000万円、4期からは実施計画で25億円と、どんどん上積みをされており、その上まだ増額されると言われておりますことや、ランニングコストがいまだに、これはいわゆる維持費ですけれども、いまだにその見込みがわかっていない状況であります。このような建設事業費は基本計画に基づきまして予算に計上され、災害等の緊急事態が発生しない限りはその予算の範囲内で実施されるのが通常であると思います。今回は一部の意見で進められておりますことから、この建設については反対をしたいところではありますが、その中の一般会計補正予算（第5号）の中には小・中学校の校舎等補修工事費などが含まれておることから、やむを得ず賛成をいたすところでございます。今後はもっと多くの市民の意見を十分に反映されまして執行されますようお願いいたします。まして、討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） では、これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決す

ることに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対3名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第16号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第12、議案第16号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第16号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」、その審査の内容と結果を報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,381万8,000円を追加補正なされております。

その内容といたしまして、歳出の2款1項1目一般被保険者療養給付費について、執行状況などを参考に今後の所要額を試算したところ、インフルエンザ流行の懸念もあり、不足が見込まれましたので、不足額として2,381万8,000円の追加補正をするものであります。

歳入につきましては、国、県からの負担金交付決定通知に伴いまして、保険基盤安定制度繰入金の保険税軽減分として1,392万1,000円、保険者支援分といたしまして172万4,000円、財政安定化支援事業繰入金といたしまして817万3,000円の追加補正をするものであります。

また、平成26年4月1日から消費税増税に伴いまして、契約の変更を要するものについて増税分の増額補正の債務負担行為補正を行うとの説明を受けました。

さしたる質疑はなく、討論については、消費税増税分が含まれているので反対の立場をとりたいとの反対討論が1件ありました。

採決の結果、議案第16号は委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 提案されております国保会計の補正につきましても、先ほど委員長報告でもありましたけれども、反対討論いたしました一般会計の補正と同様に債務負担行為で消費税の関連が出ておりますので、本会議におきまして改めて同会派の神武議員と反対であるということを表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第17号 平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第13、議案第17号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第17号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、まず収益的収入におきましては、平成24年度における御笠川那珂川流域下水道維持管理負担金が確定し、精算返還金が発生したことにより3,901万円が増額となっております。

次に、収益的支出におきましては、奥園雨水幹線築造工事が翌年度に繰り越す見込みとなり、課税仕入れ等に係る消費税が減ることに伴い、消費税の納付税額が1,184万円増額となっております。

次に、資本的支出におきましては、平成25年3月に借り入れた資本費平準化債について利

率が当初見込みより低利であったことから元金償還分に不足が生じたため11万1,000円の増額となっております。

このほか、全般にわたって執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第21まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第14、議案第18号「平成26年度太宰府市一般会計予算について」から日程第21、議案第25号「平成26年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第

18号「平成26年度太宰府市一般会計予算について」から議案第25号「平成26年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月26日、第1日目の予算特別委員会において各予算の所管部長から概要説明を受け、3月13日、14日、17日の3日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、予算の概要及び編成方針について、市長の提案理由説明の中で、我が国の経済情勢は着実に上向しているが、景気回復の実感は中小企業、小規模事業者や地域経済にはいまだ十分に浸透しておらず、また業種ごとの業況にはばらつきが見られ、物価動向についてもデフレ脱却は道半ばであるとのことで、このことから、政府は平成26年度の地方財政対策において地方が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう地方交付税等の一般財源総額について社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保したとしています。

このことを踏まえ、太宰府市の平成26年度の予算編成に当たっては、市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源収入を見込むとともに、国、県等のあらゆる補助メニューの活用について再検証し、第五次総合計画に掲げる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け、事業の優先性、重要性、効果等を十分に検証し、限られた財源を有効かつ合理的に活用することにより、より質の高い行政サービスが提供できるように努め、全ての経費について精査を行ったとの説明がありました。

委員会審査におきましては、平成26年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明資料を参考にしながら、総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員からの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け、審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などにつきまして、十分検討をいただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

初めに、議案第18号「平成26年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

平成26年度の一般会計予算総額は226億5,688万1,000円で、平成25年度の当初予算と比較しますと14億6,631万4,000円の増、約6.9%の増となっています。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細、諸調書についても詳細に審査を行いました。

一般会計予算案について、質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、議案第18号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第

20号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第21号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第22号「平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、議案第23号「平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査の詳細については、一般会計と同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思っております。

各特別会計予算について、審査を終わり、委員会採決の結果、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号の各特別会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号「平成26年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第25号「平成26年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算について、一括して報告いたします。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思っております。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第24号、議案第25号の各企業会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略いたします。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第18号「平成26年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 討論に入ります前に審査資料への対応をしていただきましたことに御礼申し上げます。

提案されております議案第18号「平成26年度太宰府市一般会計予算」につきましては反対の立場で討論させていただきます。

国政においては、今消費税の増税や社会保障の切り捨てなど、国民の願いに反する政治が進められています。そういったときだからこそ市政が市民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たさなければなりません。今、市民の暮らしはどうでしょうか。深刻なデフレ不況のもと、暮らしと営業は困難をきわめており、労働者の賃金は今20カ月以上連続で減少しています。年金は減り続け、さらに円安による原材料費の高騰で中小企業の経営も痛めつけられています。そこに生活必需品の値上げが家計を襲っています。こんなときに消費税が増税されれば、消費はさらに冷え込み、経済と市民生活は一段と危機に陥ることが予想されます。予算は政治の鏡であると言われておりますが、市民の苦しみを解決し、暮らしを応援する予算編成がとりわけ平

成26年度は必要な年度であると考えます。個々の内容を見ますと、子どもの医療費の入院の助成拡大、小・中学校へのエアコンの設置に向けた調査費の計上、木造戸建て住宅耐震改修補助金など、福祉、教育の充実、地域の仕事起こしや産業振興に直結する部分など前進評価できる内容もあります。しかし、同和対策事業での運動団体への補助金が平成28年度まで続くこと、直ちに廃止を求めています扶助費の支給が継続されていることは、これまで廃止を求めてきた立場から容認することはできません。引き続き、早期廃止に向かつての決断、対応を求めたいと思います。

さらに、特別会計との関係で言えば、国保会計への法定外繰り入れが実施されておきませんが、新しい枠組みにおいて国保の運営が行われるということがタイムスケジュールでも明らかになってきております。新しい枠組みに移行する際に一般会計から新たな財政負担を起こさせないためにも、計画的な法定外の繰り入れの実施の判断を行うべきであると考えます。

以上、大きく2つの理由から、提案されております平成26年度一般会計予算については、同会派の神武綾議員とともに反対することを述べまして、本会議での討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 「平成26年度太宰府市一般会計予算について」、反対する立場で討論させていただきます。

先ほども申し上げましたが、体育複合施設建設に私は反対いたします。それに伴う債務負担行為14億8,100万円という金額が予算書の中に計上をされております。1つは、安倍政権にかわりまして国も県も市もかなりバブルっぽいお金の使い方になっているのじゃないかと思ひまして、行く先々どんなふうになるのかということでは私では考えます。10年後、20年後の太宰府市というのを考えますと、私は今、箱物等々いろんなハードにお金を使うのではなくてソフトにお金を使うということと、子育て、高齢者支援に向けたコミュニティづくりということに一番力を注ぐべきじゃないかというふうに思ひます。27億円のお金、松川の2億8,000万円のお金、考えますと、小・中学校にはクーラーを入れることができるわけですから、いろんな優先順番として私はいろいろと考える必要があるのじゃないかと思ひております。それと、体育館建設の6,478人の凍結、反対の署名があったということでは私は大きく受けとめて考えたいと思ひております。

さらに言うならば、恐らく今会議でこの予算案は採決され、いろんな形で体育館建設は進むでしょうが、私としては納得いきませんので、納得いかないということではたとえ市議会というのが合議制であったとしてもですね、納得しないという立場は筋は通したいと思ひております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 私は平成26年度一般会計予算について、賛成の立場から討論いたしま

す。

今議会には、総合体育館建設予定地として旧看護学校跡地に隣接する土地取得のための予算も計上されました。私は旧看護学校跡地の広さは区画整理等を行う場合などにおいて活用するには中途半端な広さだという考え方をしておりますので、この議案には賛成をいたしました。が、基本的に総合体育館建設には反対をしております。

また、総務文教常任委員会においての補正予算審議の際、修正案を提出いたしましたのも、この立場を表明するためでもあります。しかし、修正案が否決された後、補正予算そのものには賛成をいたしました。それは、体育館建設関連以外の補正予算については賛成をしているからです。この平成26年度一般会計予算につきましても同じ考え方で、総合体育館に関連する債務負担行為には反対ですが、それ以外の予算については反対をするものではありません。

したがって、新年度の行政執行に支障を来す可能性がある当初予算反対という態度をとることはできません。以上のことを表明いたしまして、討論いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。
（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
〈原案可決 賛成14名、反対3名 午前11時09分〉

○議長（橋本 健議員） ここで11時25分まで休憩いたします。
休憩 午前11時09分
~~~~~ ○ ~~~~~  
再開 午前11時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案第19号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時25分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第20号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時26分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第21号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時26分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第22号「平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時27分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第23号「平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時28分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第24号「平成26年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時28分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第25号「平成26年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第26号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第22、議案第26号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第26号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ240万円を追加をし、予算総額を226億5,928万1,000円にお願いするものでございます。

本市では、地域経済の活性化を図りますために、県とともに商工会が行っておりますプレミアム付き商品券発行事業を支援をしているところでございます。今回福岡県におきまして今年4月からの消費税増税に伴う消費の落ち込みに対応をいたしますために、平成26年度に限り早期の増額発行に対しましてプレミアム分の10%のうち7%を補助する特例措置が設けられました。また、あわせまして各商工会や市町村に対しまして、この特例措置を積極的に活用するよう要請がされたところでございます。

このことを受けまして、本市におきましても商工会と協議をし、プレミアム分の残りの3%を市が負担をいたしまして、プレミアム商品券総額1億2,000万円を8,000万円を加えまして、追加総額合計が2億円になる補正を組むものでございます。このことによりまして、早期に発行規模を拡大することで消費税増税後の消費喚起につなげることを目的といたしまして地域経済活性化支援事業補助金の増額を計上させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 携帯電話中継基地局調査研究特別委員会最終報告について

○議長(橋本 健議員) 日程第23、「携帯電話中継基地局調査研究特別委員会最終報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

携帯電話中継基地局調査研究特別委員会委員長 上疆議員。

[3番 上疆議員 登壇]

○3番(上 疆議員) 携帯電話中継基地局調査研究特別委員会の最終報告を行います。

本特別委員会は、太宰府市における携帯電話中継基地局等の設置、改造及び管理運営に関して調査研究をするため、平成24年3月19日に設置され、これまでに9回の委員会を開催いたしました。また、小委員会も設置し、11回の小委員会を開催し、議論を行ってまいりました。この間、議会と執行部の合同の取り組みとして、昨年5月8日には福岡県篠栗町の篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例、及び佐賀県有田町の有田町中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例について行政視察を行いました。

その後、平成25年8月と9月の2回に分け、電磁波等に関する勉強会を行い、総務省九州総合通信局を初め、携帯電話事業者、九州大学教授の方など、多様な立場の方々のお話をお伺いし、意見交換を行いました。このような取り組みを行い、携帯電話中継基地局等の設置、改造及び管理運営に関する調査研究を深めてまいりました。

これらの経過を踏まえ、平成25年9月27日の第9回小委員会において執行部より実施方針の見直しを検討したいとの提案があり、同年11月12日の第10回小委員会で太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱案が提示されました。その後、この要綱案について、全員の意見集

約後、12月12日、第11回小委員会で議論いたしました。結論として、執行部が要綱を制定し、平成26年4月1日付で施行されるのであれば、当委員会としてはこれ以上、調査研究をする必要がないのではないかと意見が出されたことから、去る2月28日、第9回の委員会を開催いたしまして小委員会の議論内容を報告し、同日付で携帯電話中継基地局調査研究特別委員会を解散いたしました。

以上をもちまして携帯電話中継基地局調査研究特別委員会最終報告といたします。

○議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第24、発議第1号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 提案理由の説明から入りたいと思います。

平成26年4月1日付で実施される行政機構改革に伴い、各常任委員会の所管事項について改める必要が生じたために太宰府市議会委員会条例（昭和57年条例第19号）の一部を次のように改正するものでございます。

第2条第2項を次のように改める。2番、常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。

(1)総務文教常任委員会6人。ア、総務部の所管に属する事項。イ、市民福祉部のうち、税務課及び納税課の所管に属する事項。ウ、出納室、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項。エ、他の委員会の所管に属さない事項。

(2)建設経済常任委員会6人。ア、建設経済部の所管に属する事項。イ、上下水道部の所管に属する事項。ウ、農業委員会の所管に属する事項。

(3)環境厚生常任委員会6人。ア、地域健康部の所管に属する事項。イ、市民福祉部の所管に属する事項（税務課及び納税課の所管に属する事項を除く。）。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行をする。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時40分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 発議第2号 太宰府市議会基本条例の制定について

○議長(橋本 健議員) 日程第25、発議第2号「太宰府市議会基本条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会基本条例(議会改革)特別委員会委員長 渡邊美穂議員。

[11番 渡邊美穂議員 登壇]

○11番(渡邊美穂議員) 発議第2号「太宰府市議会基本条例の制定について」、提案理由の説明をさせていただきます。

地方分権の進展により、地方自治体の自主的な決定と責任がますます求められる中、二元代表制の一翼を担う議会も、その役割や責任は以前に比べ大変重要なものとなってきております。こういった背景を踏まえ、太宰府市議会では平成23年6月24日に議会基本条例(議会改革)特別委員会を設置し、配送や集計などの各種作業を行った作業部会を除いて、現在まで延べ43回にわたり会議を開き、議会の改革の推進及び議会基本条例制定について検討してまいりました。その中で、条例の制定に当たっては、実際に実施できる条例の制定が大切であるとの認識から、議会の申し合わせ事項の見直しを初め、条例制定後に予想される内容について実践することに重点を置いた市民意見交換会の実施、また委員会の審議の中では意見交換という形で自由討議を試行的に導入するなどの取り組みを行ってまいりました。

また、条例の素案について、平成25年6月15日、16日の2日間にわたり市民説明会を市内4カ所で開催し、その後9月3日から1カ月間パブリックコメントを実施いたしました。その

際、市民の皆様からいただきました数多くのご意見を参考にしまして、特別委員会でさらに議論と検討を重ね、本条例案を策定いたしました。

条例の概要といたしましては、前文と15条の本則及び附則で構成されており、議会及び議員の役割及び活動原則などに関する基本事項を定め、平成26年4月1日から施行するものとなっております。

詳細につきましては、配付させていただいております議案書のとおりでございます。

最後に、この条例案は、議会基本条例（議会改革）特別委員会の委員が約3年にもわたり熱く議論を重ねるとともに、市民意見交換会や市民説明会、パブリックコメントを実施、市民の方のご意見も反映してつくり上げた条例でもあります。この条例を生きた条例にするためには、これから全議員の協力が必要となります。議員の皆様におかれましては、議会基本条例の制定にご賛同賜りますようお願い申し上げますとともに、今後太宰府市議会が新しい条例のもと、よりよい議会、市民の期待に的確に応えられる議会となることを期待いたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 意見書第1号 労働者の環境保全を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第26、意見書第1号「労働者の環境保全を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第1号「労働者の環境保全を求める意見書」について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

委員から、意見はなく、討論については、国会内で審議されているので推移を見たい、また解雇の金銭解決制度にはメリット、デメリットいろいろあり、十分議論の余地がある。限定正社員についても仕事の選択肢の枠が広がることはいいことだと思うので、全面的に否定する、この文面には反対との反対討論が2件と、ほかに賛成討論が1件ありました。

採決の結果、意見書第1号は委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 「労働者の環境保全を求める意見書」について反対の立場で討論します。

最初にお断りするのは、労働者の環境保全を求めるという文言自体には全く賛成であります。しかしながら、第2次安倍内閣においてさまざまな労働政策が検討されている折、その方向性を全く否定するような内容には賛成できません。

まず、政府内に設置された一部の会議体とは何のことを指すのか明示されていませんが、規制改革会議、あるいは産業競争力会議では、正規社員の解雇規制緩和についてや最低賃金の引き上げ、派遣労働者の直接雇用義務など、多様な労働政策について議論されており、いずれも非正規雇用や派遣労働者、また生産性を十分に発揮できない労働者等の地位を考慮しながら進められています。ホワイトカラー・イグゼンプションについては、一部の企業に特例的に認める方向で検討されています。この制度をめぐっては、メリット、デメリットがいろいろ言われていますが、収入や専門性、あるいは働く側が希望した場合に限るなどの条件のほか、健康を

害するような事態を招かないよう休日や休憩を強制的にとらせたり、年間の労働時間に上限を設けるといった案も出ているようであります。導入に当たっては、こういったきちんとした制度設計が求められます。また、実際に適用することになれば本人の同意や労使合意も必要となる見込みであること、先進地の米国でさえ対象者はホワイトカラーの2割程度であることなどから、全労働者へ波及することはまず考えられません。現在は試験導入の前段階であり、今後の経緯と効果を冷静に見ていくべきと考えます。

次に、派遣労働者の安定雇用に関してですが、3月11日には政府は労働者派遣法の改正案を閣議決定しました。今国会で成立の見込みです。改正案は、届け出制の特定労働者派遣と許可制の一般労働者派遣との区別をなくし、全ての労働者派遣事業を許可制とする。派遣元事業者の許可、更新の要件として資産条件や実態調査のほか、派遣労働者へのキャリア支援制度の策定を盛り込み、待遇改善に向けた国の指導も強める。小規模派遣元事業者には、資産要件の緩和といった配慮措置を検討するなどを盛り込んでいます。意見書案では、現政権が低賃金や低処遇をそのままに派遣労働の拡大をもくろんでいるかのような記述が見られますが、事実とは異なります。

最後に、雇用労働政策にかかわる議論についてですが、案文にあるとおり、ILOの三者構成主義にのっとり労働政策審議会でも議論は行われています。ただ、最終的な政策決定は総理であり、閣議であると思料します。

以上のことから、意見書第1号については反対とします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 簡略に申し上げますが、門田議員と内容が同様に近いところがございますので、簡略に申し上げます。一部の会議体で議論することがいけないということがここに書いてございます。まだ国会で審議中でもない、その議論さえどういう会議体であってもしちやいかんという内容は若干おかしい、議論することさえ抑え込むということ自体が私はおかしいのではないかというふうに思います。この内容の部分についてもいろいろございますけれども、まずそこからおかしいと思いますので、私は時期尚早という思いで反対をいたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、意見書第1号は否決されました。

〈否決 賛成8名、反対9名 午前11時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第27 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第27、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったとき、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第28、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成26年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成26年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午前11時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成26年3月31日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 不 老 光 幸

会議録署名議員 渡 邊 美 穂